

○茨城県立医療大学付属病院臨床検査適正化委員会要綱

(平成12年4月17日第2回病院幹部会)

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程に基づき、臨床検査適正化委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療技術部長
- (2) 診療部長
- (3) 臨床検査科長
- (4) 副看護部長
- (5) 病院管理課(医事担当)

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 臨床検査の適正化に関する事項
- (2) 臨床検査の精度管理調査等に関する事項
- (3) 臨床検査の調査研究に関する事項
- (4) 臨床検査項目の導入及び廃止に関する事項
- (5) その他臨床検査に関する必要な事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、医療技術部長をもってこれに充てる。

2 委員会には委員のうちから互選された副委員長を置く。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、原則として3ヶ月に1回開催する。

(会議の成立)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 議事録は、事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局が保管する。

2 議事録1部を院長に提出し、以って報告に代えるものとする。

(事務局)

第9条 委員会に関する事務は、臨床検査科で処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月17日から施行する。
- 2 初期委員の任期は、特例として平成14年3月31日までとする。